

広島県告示第七百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和元年広島県告示第九百二十五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・五・九二八号横路一丁目白石線及び三・四・九一八号横路

四丁目白石線

三 事業施行期間

令和元年十二月五日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

令和元年広島県告示第九百二十五号の事業地のうち、広島県呉市広白石一丁目及び広白石三丁目において事業地を変更し、広白石二丁目を事業地に追加する。

使用の部分

変更なし